

議会事務局の共同設置についての意見

平成22年2月25日

全国町村議会議長会

議会事務局の共同設置についての意見

平成 22 年 2 月 22 日付けで地方自治法の改正に関し、地方自治法第 263 条の 3 第 5 項により情報提供があったが、改正内容のうち「議会事務局の共同設置」については、下記の理由により反対である。

記

- 1 議会事務局は、二元代表制の一翼である議会と一体をなすものであり、個々に議会を置くということは、事務局もそれぞれの議会の組織の一部として存在し、独立して存在するものではない。

そもそも、自らの自治体の意思決定を行う議会を支える事務局を外部化し、共同で事務を行うこと自体、地方自治に反する考え方であり、到底受入れられない。

選択肢を増やし、自由度を高めるためといっても、これまで議会事務局の共同設置に対する要望はなく、必要のない選択肢を作る意味は全くない。

- 2 自治体議会の事務局は、異なる政見を有する議員一人ひとりと相對し、かつ、議会と執行部さらには住民との各種調整等に携わっている。

そのため、自治体の全体を視野において調整等を行う必要がある。これを、行政部門同様「効率化」の旗の下で共同設置にしようとするならば、外部化されるが故に、個々の自治体の事情、これまでの慣例、個々の議員の政見等を十分把握することができないままに議会運営に関わるこ

ととなり、途端に調整機能が低下し、混乱が生ずる可能性が強い。

また、議会の開催時期も、共同設置した自治体間で重なる場合が想定され、日程の調整が困難となるなど、議会の運営の効率化に効果があるものとは考えられない。

- 3 地域主権戦略の工程表案(原口プラン)では、地域主権戦略の大きな柱として、「地方政府基本法」の制定が予定されているが、その際、核となる地方議会をどのように位置づけるかは重要な課題である。

議会事務局のあり方も当然、その際に議論されることになると思われるが、住民の信託に応える議会として、その組織をどうするかは個々の自治体の判断で行うことであり、法律で国が関与すべきものではない。

「地方政府基本法」は、まさしく自治体の自由と責任を明確にするものでなくてはならず、そうした議論も尽くされていない状況の中で、事務局の共同設置を先行して法制化する必要性・緊急性は全くない。

平成22年2月25日

全国町村議会議長会